

第 142 回 科学技術部会	資料2-1
令和 6 年 12 月 12 日	

「特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付の制限について」  
の策定について（案）

1. 策定の趣旨

特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付の制限については、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日付け科発 0116 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づき、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）により行うこととしている。今般、競争的研究費交付制限の措置の内容や措置の対象となる研究者の範囲を適切に判断するため、それらの考え方を示すこととした。

2. 競争的研究費交付制限の措置の内容と措置の対象となる研究者の範囲

交付制限の対象者		不正行為の程度		交付制限期間	
		行為の悪質性	影響		
不正行為に関与した者	① 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など特に悪質な者	—		10年	
	② 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	高	高	7年
			高	中	6年
			中	高	
			高	低	5年
			中	中	
			低	高	
			中	低	4年
	低	中			
	低	低	3年		
③ ①及び②を除く不正行為に関与した者	—		2～3年		

交付制限の対象者	不正行為の程度	交付制限期間
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	高	3年
	中	2年
	低	1年

※行為の悪質性と影響の程度を踏まえ、交付制限期間を総合判断する。

(参考)「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が小さいと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が小さいと判断されるもの	1～2年	

### 3. 今後の対応

本考え方については、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」と同じ厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定として公表する。

また、今後発生した特定研究不正に対しては、当該厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定に基づき、厚生労働省において競争的研究費交付制限の措置の内容と措置の対象となる研究者の範囲を判断する。

なお、上のように判断することについては公募要項等において記載し周知する。